

中部国際空港利用促進協議会 フライ・セントレア・パートナーズ 規約

(フライ・セントレア・パートナーズ)

- 第1条 フライ・セントレア・パートナーズとは、中部国際空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が行う中部国際空港の航空ネットワークの維持・拡大及び利便性向上活動（以下「フライ・セントレア活動」という。）に賛同し、中部国際空港の国際線及び国内線の旅客便（以下「セントレア発着便」という。）を業務目的で積極的に利用する法人・団体の集合体を指します。なお、セントレア発着便であっても、国内他空港を経由した国際線はフライ・セントレア活動の対象外とします。
- 2 フライ・セントレア・パートナーズに加入する法人・団体（以下「賛同企業」という。）は、本規約を承諾のうえ、協議会所定の申込み手続きを行うものとします。また、第8条に該当する法人・団体及び航空会社は、フライ・セントレア・パートナーズへの加入ができないものとします。

(特典)

- 第2条 賛同企業は、次のサービス・特典（以下「特典」という。）を受けることができます。
- (1) 中部国際空港内広告媒体への企業名・ロゴの掲載
 - (2) 協議会及び中部国際空港株式会社の各種広報媒体への企業名・ロゴの掲載
 - (3) セントレア発着便に関する各種情報提供
 - (4) その他、協議会が定める各種サービスや優待等
- 2 協議会は、前項第1号から第3号の変更・中止・終了及び第4号に基づく各種サービスや優待等の制定、改廃を任意に行うことができるものとし、その場合、協議会は賛同企業に速やかに通知します。
- 3 賛同企業のうち、地方自治体、商工会議所及び商工会は、第1項第4号のうち経済的対価を伴う特典を除外するものとします。

(フライ・セントレア活動への協力)

- 第3条 協議会は、次の目的から第2項に示す要請を行います。賛同企業は、当該要請に誠意をもって応じるよう努めるものとします。
- (1) フライ・セントレアの促進
 - (2) 業務利用の実態把握
 - (3) セントレア発着便の維持拡大及び利便性向上
- 2 ご協力いただく事項は次の通りとします。
- (1) セントレア発着便の積極的な利用
 - (2) 業務利用に関する統計データの提供（加入時及び年1回）
 - (3) 第2条第1項、第2項に使用する企業名・ロゴの無償提供
 - (4) 中部国際空港の利用促進に関するアンケート調査への回答（年1回）
- 3 前項における統計データ、アンケートは、特定の賛同企業を識別することができない

方法により集計のうえ、セントレア発着便の維持拡大及び利便性向上のために、協議会または第11条に定める事務局から航空会社等に開示することがあります。

(会費等)

第4条 入会金、年会費は無料とします。

(登録事項の変更)

第5条 賛同企業は、フライ・セントレア・パートナーズへの加入に際し協議会に提供した情報（法人名、連絡先等）に変更があった場合、協議会所定の変更届出書を用い、電子メールにて速やかに届け出るものとします。

2 前項の手続きを行わなかったことにより、特典を受けられない場合や協議会からの連絡の遅延・不到達となる場合においても、賛同企業は異議がないものとします。

(退会)

第6条 賛同企業が退会を希望する場合、協議会所定の退会手続きをもって退会することができます。協議会は、賛同企業から退会の意思が示された日の属する月の翌月末を当該賛同企業の退会日とし、退会日をもって特典の提供を停止します。

2 前項に係わらず、協議会は、賛同企業が本規約に違反することが判明したとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、当該賛同企業に通知なく直ちに退会させることができるものとし、同時に特典の提供を停止します。また、賛同企業は、当該措置に伴う不利益・損害について、協議会は一切の責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) 法令違反、犯罪またはそれらの恐れのある行為をした場合

(2) 協議会の名誉を毀損しまたは協議会の目的に反する行為をしたとき

(3) 協議会の活動や運営を故意に妨害したとき

(4) 規約に違反するなど、協議会が賛同企業として不適格であると判断したとき

(5) 虚偽の真実を申告したとき

(6) 第2条に定める特典を賛同企業以外の第三者に提供する等不正に利用したとき、または不正に利用する恐れがあるとき

(7) 第8条に該当したとき

(個人情報の取得・保有・利用・提供)

第7条 協議会は、次の目的のため賛同企業に属する役職員の個人情報（氏名及び業務用メールアドレス）を賛同企業、当該役職員本人または賛同企業もしくは当該役職員が出張手配を委託する旅行代理店等から取得のうえ[中部国際空港利用促進協議会個人情報保護方針](#)に則り利用することがあります。この場合、賛同企業は、当該役職員本人から本条に基づく個人情報の協議会による利用の同意の取得に協力するものとします。なお、当該個人情報に係る問合せ窓口は第11条に定める事務局とします。

(1) 特典の提供のため

- (2) 特典利用等に必要なる連絡のため
 - (3) 特典に関する企画・市場分析等のため
 - (4) 個人が特定できない統計情報としてフライ・セントレア活動で使用するため
- 2 協議会は、前項により取得する個人情報に次の各号の場合を除き第三者に提供しません。
- (1) フライ・セントレア・パートナーズの運営のために、協議会が運営を委託している第11条に定める事務局に提供する場合
 - (2) 前項記載の利用目的のために、協議会が選定した委託先（当該委託先からの再委託先も含む）に業務を委託する場合
 - (3) 前項記載の利用目的のために、特典を取り扱う企業や対象施設に提供する場合
 - (4) フライ・セントレア活動のために、個人が特定できない統計情報として航空会社等第三者に提供する場合
 - (5) その他個人情報保護法等法令で定められた次の場合
 - ・ 法令で定める場合
 - ・ 人の生命・身体または財産の保護に必要で、本人の同意取得が困難な場合
 - ・ 公衆衛生上、または児童の健全な育成推進に特に必要で、本人の同意取得が困難な場合
 - ・ 国の機関や地方公共団体などが法令上の事務を遂行するのに協力が必要で、本人の同意取得が事務遂行に支障になる場合

(反社会的勢力の排除)

第8条 賛同企業は、その代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）のいずれでもなく、かつ暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し保証するものとします。また、本保証に違反する事実が認められる場合、何らの催告を要さずに、協議会は当該賛同企業を退会させることができるものとします。

(免責)

第9条 次の各号に関して、協議会の責に帰する理由がある場合を除いては、協議会は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 特典の変更・中止・終了や特典の利用に必要な施設及び設備の保守点検・修繕、中部国際空港の保安管理等のため、賛同企業が特典を利用できないことによって生じた不利益・損害等
- (2) 特典付与の提供元企業や団体等と賛同企業や賛同企業に属する役職員との間で生じた紛議及び損害等
- (3) 特典利用により生じた紛議及び損害等、賛同企業同士または賛同企業と第三者との間で生じた紛議及び損害等

(規約の変更)

第10条 協議会は、必要と認めたときには、賛同企業への予告なく本規約の内容を変更することができるものとし、その場合、協議会はメール等で速やかに賛同企業に通知するものとし、

(事務局)

第11条 フライ・セントレア・パートナーズの事務局は、協議会の委託により中部国際空港株式会社内に置きます。フライ・セントレア・パートナーズ及び本規約に係る問合せ窓口は次のとおりとします。

(窓口) 中部国際空港株式会社 航空営業部

(電話) 0569-38-7226 (平日9時～18時)

(メールアドレス) flycentrairpartners@cjiac.co.jp

以 上

2021年12月1日制定

2022年6月20日改定

中部国際空港利用促進協議会 フライ・セントレア・パートナーズ 規約

(フライ・セントレア・パートナーズ)

- 第1条 フライ・セントレア・パートナーズとは、中部国際空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が行う中部国際空港の航空ネットワークの維持・拡大及び利便性向上活動（以下「フライ・セントレア活動」という。）に賛同し、中部国際空港の国際線及び国内線の旅客便（以下「セントレア発着便」という。）を業務目的で積極的に利用する法人・団体の集合体を指します。なお、セントレア発着便であっても、国内他空港を経由した国際線はフライ・セントレア活動の対象外とします。
- 2 フライ・セントレア・パートナーズに加入する法人・団体（以下「賛同企業」という。）は、本規約を承諾のうえ、協議会所定の申込み手続きを行うものとします。また、第8条に該当する法人・団体及び航空会社は、フライ・セントレア・パートナーズへの加入ができないものとします。

(特典)

- 第2条 賛同企業は、次のサービス・特典（以下「特典」という。）を受けることができます。
- (1) 中部国際空港内広告媒体への企業名・ロゴの掲載
 - (2) 協議会及び中部国際空港株式会社の各種広報媒体への企業名・ロゴの掲載
 - (3) セントレア発着便に関する各種情報提供
 - (4) その他、協議会が定める各種サービスや優待等
- 2 協議会は、前項第1号から第3号の変更・中止・終了及び第4号に基づく各種サービスや優待等の制定、改廃を任意に行うことができるものとし、その場合、協議会は賛同企業に速やかに通知します。
- 3 賛同企業のうち、地方自治体、商工会議所及び商工会は、第1項第4号のうち経済的対価を伴う特典を除外するものとします。

(フライ・セントレア活動への協力)

- 第3条 協議会は、次の目的から第2項に示す要請を行います。賛同企業は、当該要請に誠意をもって応じるよう努めるものとします。
- (1) フライ・セントレアの促進
 - (2) 業務利用の実態把握
 - (3) セントレア発着便の維持拡大及び利便性向上
- 2 ご協力いただく事項は次の通りとします。
- (1) セントレア発着便の積極的な利用
 - (2) 業務利用に関する統計データの提供（加入時及び年1回）
 - (3) 第2条第1項、第2項に使用する企業名・ロゴの無償提供

(4) 中部国際空港の利用促進に関するアンケート調査への回答（年1回）

- 3 前項における統計データ、アンケートは、特定の賛同企業を識別することができない方法により集計のうえ、セントレア発着便の維持拡大及び利便性向上のために、協議会または第11条に定める事務局から航空会社等に開示することがあります。

(会費等)

第4条 入会金、年会費は無料とします。

(登録事項の変更)

第5条 賛同企業は、フライ・セントレア・パートナーズへの加入に際し協議会に提供した情報（法人名、連絡先等）に変更があった場合、協議会所定の変更届出書を用い、電子メールにて速やかに届け出るものとします。

- 2 前項の手続きを行わなかったことにより、特典を受けられない場合や協議会からの連絡の遅延・不到達となる場合においても、賛同企業は異議がないものとします。

(退会)

第6条 賛同企業が退会を希望する場合、協議会所定の退会手続きをもって退会することができます。協議会は、賛同企業から退会の意思が示された日の属する月の翌月末を当該賛同企業の退会日とし、退会日をもって特典の提供を停止します。

- 2 前項に係わらず、協議会は、賛同企業が本規約に違反することが判明したとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、当該賛同企業に通知なく直ちに退会させることができるものとし、同時に特典の提供を停止します。また、賛同企業は、当該措置に伴う不利益・損害について、協議会は一切の責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 法令違反、犯罪またはそれらの恐れのある行為をした場合
- (2) 協議会の名誉を毀損しまたは協議会の目的に反する行為をしたとき
- (3) 協議会の活動や運営を故意に妨害したとき
- (4) 規約に違反するなど、協議会が賛同企業として不適格であると判断したとき
- (5) 虚偽の真実を申告したとき
- (6) 第2条に定める特典を賛同企業以外の第三者に提供する等不正に利用したとき、または不正に利用する恐れがあるとき
- (7) 第8条に該当したとき

(個人情報の取得・保有・利用・提供)

第7条 協議会は、次の目的のため賛同企業に属する役職員の個人情報（氏名及び業務用メールアドレス）を賛同企業、当該役職員本人または賛同企業もしくは当該役職員が出張手配を委託する旅行代理店等から取得のうえ [中部国際空港利用促進協議会個人情報保護方針](#) に則り利用することがあります。この場合、賛同企業は、当該役職員本人から本条に基づく個人情報の協議会による利用の同意の取得に協力するものとします。な

お、当該個人情報に係る問合せ窓口は第11条に定める事務局とします。

- (1) 特典の提供のため
- (2) 特典利用等に必要な連絡のため
- (3) 特典に関する企画・市場分析等のため
- (4) 個人が特定できない統計情報としてフライ・セントレア活動で使用するため

2 協議会は、前項により取得する個人情報を次の各号の場合を除き第三者に提供しません。

- (1) フライ・セントレア・パートナーズの運営のために、協議会が運営を委託している第11条に定める事務局に提供する場合
- (2) 前項記載の利用目的のために、協議会が選定した委託先（当該委託先からの再委託先も含む）に業務を委託する場合
- (3) 前項記載の利用目的のために、特典を取り扱う企業や対象施設に提供する場合
- (4) フライ・セントレア活動のために、個人が特定できない統計情報として航空会社等第三者に提供する場合
- (5) その他個人情報保護法等法令で定められた次の場合
 - ・ 法令で定める場合
 - ・ 人の生命・身体または財産の保護に必要で、本人の同意取得が困難な場合
 - ・ 公衆衛生上、または児童の健全な育成推進に特に必要で、本人の同意取得が困難な場合
 - ・ 国の機関や地方公共団体などが法令上の事務を遂行するのに協力が必要で、本人の同意取得が事務遂行に支障になる場合

（反社会的勢力の排除）

第8条 賛同企業は、その代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）のいずれでもなく、かつ暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し保証するものとします。また、本保証に違反する事実が認められる場合、何らの催告を要さずに、協議会は当該賛同企業を退会させることができるものとします。

（免責）

第9条 次の各号に関して、協議会の責に帰する理由がある場合を除いては、協議会は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 特典の変更・中止・終了や特典の利用に必要な施設及び設備の保守点検・修繕、中部国際空港の保安管理等のため、賛同企業が特典を利用できないことによって生じた不利益・損害等
- (2) 特典付与の提供元企業や団体等と賛同企業や賛同企業に属する役職員との間で生じた紛議及び損害等
- (3) 特典利用により生じた紛議及び損害等、賛同企業同士または賛同企業と第三者との間で生じた紛議及び損害等

(規約の変更)

第10条 協議会は、必要と認めたときには、賛同企業への予告なく本規約の内容を変更することができるものとし、その場合、協議会はメール等で速やかに賛同企業に通知するものとし、

(事務局)

第11条 フライ・セントレア・パートナーズの事務局は、協議会の委託により中部国際空港株式会社内に置きます。フライ・セントレア・パートナーズ及び本規約に係る問合せ窓口は次のとおりとします。

(窓口) 中部国際空港株式会社 航空営業部

(電話) 0569-38-7226 (平日9時~18時)

(メールアドレス) flycentrairpartners@cjiac.co.jp

以 上

2021年12月1日制定

[2022年6月20日改定](#)